

現段階における中国国家システムの基本問題 —中国人大の司法に対する監督「強化」を素材として—

通山 昭治

1 はじめに—問題の所在

(1) 1990年代後半の現段階の中国では、旧ソ連・東欧のような体制転換は少なくとも政治システムのレベルではみられず、本格的な体制の変動すらある意味では認めがたい。ただ市場経済化といった経済システムのドラスチックな転換にともなう「体制」変動を想定した場合は、逆に国家レベルでは主権の強化・回復という傾向性が、とくに対外的には内政不干渉路線の堅持のもとでの対外開放、対内的には「党の指導」の強化と「改善」のもとでの改革という形で依然として顕著となっている。前者（対外的側面）については、岡部達味「中国外交の古典的性格」（『外交フォーラム』1996年1月号）によれば、「中国の対外政策の特徴を一言で言えば、古典的なパワー・ポリティクスに近い」とし、「主権の絶対性、内政不干渉、過剰なほどの国家重視、『愛国主義』の宣伝教育などが、その古典的性格の中核をなすと考えられる」とする見解もある（37頁）。また後者（対内的側面）では、開発独裁類似の問題も権力の腐敗という問題とともに存在する。

つまり「人権」と国家主権の関係では、内政（相互）不干渉路線が堅持され、個人の人権と集団の「人権」（権利）では後者の優位がしばしば語られる。ただ中国はすでに国際人権規約A規約・B規約に調印しており（またWTOへの加盟問題も重要であり）、国内法的には、とくに97年刑法・96年刑事訴訟法の改正で反革命罪の国家安全危害罪への名称変更や「無罪推定」原則への接近などといった新しい傾向もみられる。また香港返還と特別行政区という問題領域では、マスコミでも取り上げられた香港の司法管轄権（終審権）と全国人民代表大会（以下、全国人大）の憲法的管轄権（法律解釈権）との対抗という問題も重要である。

なお個人の人権か集団の「人権」かという論点にかかわって、季衛東「中国的秩序における個人の位相」（青木保／佐伯啓思編著『「アジア的価値」とは何か』（1998年3月、TBSブリタニカ）によれば、一般的には個人主義と集団主義という形で図式化されがちな、西欧と中国の問題についてこういう指摘がなされている。すなわち「今日の中国は、従来のように疎外された労働などを問題視したマルクスの理論に基づいて、経済的・社会的な人権をめぐる普遍主義的言説を積極的に展開するばかりでなく、リベラリズムの逆手をとって、価値同化の暴力に挑む形で、民族自決権ないし文化多元主義のコンテクストにおいてアジア的価値を見直し、かつそれを自己正当化の根拠として公然と標榜するようになっている」（145頁）としつつ、「集団主義と個人主義との二面性

をもつヤヌスのような価値観から、中国的秩序原理の一般的な意義をとらえ直すことが必要であるとするとする(146頁)。

引き続き季が、とくに「社会主義型の近代化のプロセスにおいては、個々人を抽象化した結果としての『人民』という概念が、個々人に対して、『忘我』という道徳的な圧力を相当程度まで強制的に加え続けた。当然ながら、個人は自己主張できるが、『人民』は『人民代表』や『人民政府』を通さないかぎり声を出せない」と指摘する点などはわけても重要であろう(148頁)。これは本報告の主題となる中国の政治システムの一部をもなす国家システムと人民主権の関係等について考える際に、代表の選出方法の問題とともに、重要な「中国的」視角を提供するものといえよう。いわば「人民」と「人民代表」の関係、さらにはその集合体としての人大へとつながる問題の一端が本報告での主な考察の対象となる。

(2) つまり現段階の中国では、市場経済化をすすめる経済システムとは対照的に政治システムの一応の「不変」(82年憲法「体制」の継続)のもと、党の指導と「全国人大=最高監督(コントロール)」論が民主集中制の原則にたちつつ堅持されており、後者の堅持は「政治的美称」ならぬ「法律的美称」ともいうべき様相を表面的には呈している。そしてその1つの顕著な特徴としては、裁判所(法院)による違憲審査制の原則的否定をはじめ、三権分立を原則的に拒否(または回避)したシステムという周知の点が挙げられる。ということは、逆にいえば一面で「三権分立」制をとらない中国では、いわゆる「違憲立法審査権」や「憲法監督」(憲法保障)システムの本格的な導入がかえって党の指導のもとでの代表制(とくに国家機関間における権限配分の問題)等への強烈なインパクトになる可能性を大いに秘めている。本報告ではこうした現段階の中国における国家システムについて政治システムの重要な一部となりうる人大の司法に対する監督という問題から一定の検討を加えてみたい。

2 人大の司法に対する監督をめぐる若干の問題について

(1) 中国では、前述のように、「三権分立」の資本主義的分権制約による均衡との違いが一面的に強調され、西側の議会制度や連邦制・二院制・政府による議会の解散権・政権交替・複数政党制の採用などは程度の差こそあれ原則的に拒否(または回避)されている。たとえば顧昂然『中華人民共和国憲法講話』(1999年3月、法律出版社)によれば、「人民代表大会制と西側の三権分立の議会制度」の違いは、「主として2点ある」とする(28頁以下)。つまり1つは、全国人大と地方人大は権力機関であり、「理論の上からいえば、権力は人民に属し」、行政・裁判・検察の「三権」は「人民が授与したものであり、権力の源泉はいずれも人民であり、いずれも人民に服従する必要がある」とし、人大は権力機関であり、ただの立法機関ではないという点である(28頁)。また2つ目は、代表の、もとの選挙母体や選挙民に対する「負責」であり、その表れとしての、それらによる代表の罷免・リコールの問題である(28-9頁)。後者の点はさておき、前者の単なる立法機関でない権力機関としての人大、とくに全国人大には、最高国家権力機関という位置づけが与えられている点がここで確認される。その限りで、いわば「法律的美称」に甘んじているきらいはあるが、単なる「政治的美称」とは明らかに異なる側面も併せ持っているのである。

ちなみに現行の82年憲法では、民主集中制のかつての一律実施という国家システムから原則実施

への転換が部分的に計られている。その意味で、国務院や人民政府といった行政の領域と比べ、司法の領域での憲法における司法機関に対する次の2つの消極的な配慮の存在が重要とみられる。つまり、①人大会議での活動報告を憲法上の義務として明示せず、また②答弁義務をとまなう「質詢」(質問)案の提出先としてもそれが憲法上は「対象外」とされている点である。

こうした憲法における消極的で(積極的に先の2つの点を肯定も否定もしないで空白のまま残した)中国的な(「硬性」でない)「柔軟な規定」の仕方による「配慮」自体は、その実質的内容を任された下位法規では、逆に「形骸化」(あるいは実情をふまえて、これまで通りの司法機関の活動報告の義務化と「質詢」案の司法機関への提出がそれぞれ具体化)されている。つまり実際には各種(人民法院・検察院・全国人大・地方等)組織法や全国人大・同常務委議事規則の諸規定では、逆に(詳細はすべて省略せねばならないが)司法機関による人大会議における活動報告義務や「質詢」案による司法機関に対する問責などが「制度化」される形となっている。つまり、法律上においてほぼ上記の2つの人大の司法に対する監督の手段にかんする権限規定が存置される形となっているのである。

(2) もとより人大の司法に対する監督自体は司法機関も人大に対して責任を負い、司法権の独立をみとめない民主集中制のもとでは当然のこととされるが、一方で裁判・検察機関の独立との関係で以下のような党委や行政との緊張関係が生じる点も指摘されている(なお人大のコントロールが事実上または法律(法規)上本来の姿とは逆に党委とリンクした行政に甘く、権威が十分には確立していない司法の方に厳しい監督となれば、「党政不分」のもとで上述のような配慮をなした憲法の趣旨とは法律等を媒介にすることでかえって反対のものになりかねない。こういうねじれた状況をさしてさしあたり、ここでは人大の最高国家権力機関としての有り様を「政治的美称」ならぬ「法律的美称」とよぶことにする。ちなみにいまだに中国の法院の内部的独立、わけても裁判官の独立は十分には確保されていない)。

すなわち、①対党委・行政をめぐる「司法の独立」の問題点としては、行政権力による攪乱が存在し、地方党委による不法な介入・不当な干渉が地方保護主義となってあらわれるという制度上の原因も指摘される。また人事権にかかわり、各級地方法院・検察院の主要な構成員と裁判員・検察員は同級党委(組織部門)が内定し、党内の政法委員会では党委副書記または常務委兼任の政法委書記以外に、公安・検察・法院・司法行政等の機関の首脳が主要な構成員となる。つまり政法委では事実上これらの機関の連合体=司法機関の「連合弁公」(4つの機関と看板)であるとさえする(郭道暉「実行司法独立与遏制司法腐敗」法律科学1999年1期、8-9頁)。

②また裁判機関の経費は行政機構における財政部門が制御し、その人員編成も編成委員会が決定し、その設備・後勤保障も行政機構における他の部門が担当するので、行政に依存しやすい点が指摘できる(王晨光「論法院依法独立審判權和人大對法院個案監督權的衝突及其調整機制」法学1999年1期、20頁)。なお財政の逼迫が市場経済への移行の問題とともに司法の腐敗の温床の1つにもなりかねない。

(3) 次に人大の司法に対する監督プロパーについては、蔡定劍著『中国人大制度』(1992年8月、社会科学文献出版社)が具体的に以下のように説明している。①つまりそれは、活動報告の聴取を通じた、司法機関が法律および関連する司法政策を執行する基本的状況に対する理解、関連す

る決定や司法機関の活動の「指導」、司法解釈が法律に合致するかについての審査の実施、人民大衆による、司法機関が処理した事件に対する不服申し立ておよび司法要員の違法行為に対する告訴の受理などである。このほか、「近年司法に対する人大の監督を強化するために、実践のなかで最高人民法院および最高人民検察院（以下、「両院」－引用者）が重大事項を全国人大常務委に報告する制度や関係のある状況を内務司法委員会に総括報告する制度が形成された。経験にもとづき、『両院』が時を移さず、全国人大常務委に報告すべき重大事項には主として、「ある時期において重点的にある種の犯罪活動に打撃を与えるか、またはある法律を実施した状況、全国の範囲内で重大な影響の及ぶ事件の検察および裁判状況、裁判・検察システムに存在する際立った問題等」が含まれる。『両院』は内務司法委員会またはその他の委員会に総括報告する必要のある状況については、内務司法委員会が提出した具体的な要求にもとづき（総括報告を－引用者）行うものであり、「大衆が関心を寄せるある分野の司法問題」や「ある具体的な事件」がそこには含まれる（314頁）。ただし司法事件に対する監督の「2つの限界」として、a「人大は事件の訴訟過程においていかなる干渉を行ったり、いかなる影響も与えてはならない。」b人大は司法機関で事件にたいして処理を行ったのちに監督を行うときに、司法機関にたいして号令したり命令できず、法律が定める間接的手段をもちいて、目的を達成できるだけである」とする（314-5頁）。つまり原則的に事前介入が禁止され、事後的にも間接性が強調されている。しかし具体的な事件に対する監督そのものは事後または間接的に許容される。

②また「法律にもとづき、人大は誤判事件をうんだ司法機関にたいして以下の監督方法を用いることができる。つまり関係機関に再審査による処理を建議し、かつ処理した結果の報告を求める。司法機関がかかわりあうことができず、またはいいかげんにお茶を濁すならば、代表または委員たちは事件について『質詢』（質問）を行う。司法機関が代表または委員たちの正しい意見について依然として重視せず、誤りに固執するならば、当該レベルの人大常務委は適切な方式によって、被監督者の上級司法機関に裁判監督手続きをとることを促す。とくに重大または影響の及ぶ事件については、人大常務委もまた特定問題の調査委員会を組織し、事件および関係司法要員の重大な違法行為にたいして調査を行い、しかるべき決議を行うこともできる。人大常務委は确实であることを検査のうえ証明したうえで、誤判事件に固執して是正しないか、人大の監督に服しない司法要員を罷免または更迭でき、犯罪行為のある場合は、その刑事責任の追及を建議できる」（315頁）とする（このような間接的だが、かなり積極的で、広範な監督がなされるわけである）。こうした一部の具体的な事件に対する間接的かつ事後的な介入をも含む人大による司法の監督は、法院改革の進展にともなう法院による「錯案責任追究制」や「主審法官制」等の導入問題とも表裏の関係にたち、司法の独立や裁判の独立（とくに法院の独立と裁判員の独立など）という点からも重要である。

(4) 現段階（＝1990年代後半）における中国の人大制度を理解する場合は、①前述のような、憲法・組織法等に規定された民主集中制を原則とするいくつかの重要な「矛盾」をはらんだ人大の制度化というレベルと、②その制度の具体的な運用の問題のレベルとの明確な区別が重要である。つまり「全国人大＝最高監督」論の形骸化（党や行政に対する過剰な配慮）の一方で、憲法の規定との関係では「政治的美称」ならぬ「法律的美称」ともいいうる文字通りの「最高国家権力機関」と

しての「失地」回復の試みが法律・法規を媒介にしつつ、さきにも憲法上の消極的な配慮がみられた司法領域に対する監督の「強化」という微妙な問題領域の1つで今日なされている点にここでの顕著な特徴の1つがある、と考える。ただし本報告ではその運用の実態レベルにはあまり立ち入って考察する準備がないことを予めお断りしなければならない。

(5) たとえば、さきの失地回復をねらった1つの領域、つまり「質詢」案の提出につき、全国人大・地方各級人大代表法（1992年4月3日）における人大の司法に対する監督の問題で、次のような規定がおかれている。その第14条で「質詢」（質問）案の提出が①全国人大の1つの代表団または30名以上の代表による連名や②県級以上の地方人大の代表にみとめられ、また第15条の罷免案の提出などでも、代表の権限の存在が確認されている。つまりここで、人民の代表の集団的な権限行使の場としての人大という位置づけが前提とされている。また先の議会制と異なるとされた人大の第2の特徴にかかわる論点でもある罷免・リコールとの関連は次にみるようにあいまいといえる。

③ちなみに代表法起草小組編『代表法釈義』（1992年6月、中国民主法制出版社、3-4頁）によれば、「代表法では全国人民代表大会は大会で『両高』（最高人民法院・最高人民検察院-引用者）に対して『質詢』案を提出できるという規定が増加された。『質詢』案自体は、若干の弾劾的性質を帯びているが、「われわれは弾劾権を規定」せず、「『質詢』案」を「問責性を帯び」たものとした。かくして「今回の代表法は全国人大代表が『両高』に対して『質詢』案を提出する権利を有すると規定したが、この問題には異なる意見がある」（先の司法機関に対する憲法のささやかな「配慮」と関連すると思われる）。とはいえ、「実際には、われわれは、今後は次のように考える。つまり、『両高』の威望や『両高』の独立した裁判権・検察権をわれわれ人大は支持すべきである。現在私がみるに、まだほど遠いとして続けてこう述べている。すなわち『両高』の裁判・検察の独立性をまもる必要があり、かれらの権威をまもることは必要であるが、しかしそれらは人大の監督を受ける必要がある。だが人大の監督は具体的な事件を直接処理するのではなく、批判があれば、『両高』がかれら自身によって是正する必要がある。もし是正後まだ満足しないならば、さらにかれらに是正させることができる。重大事件では、人大は特定問題調査委員会を組織して、調査できる」と（彭冲副委員長接見出席第三次聯絡工作座談会人員的講話」1992年2月14日、同上）。ここでは、支持し、まもるためにも間接的かつ事後的な監督の受け入れが「両高」に求められるのである。

(6) ちなみに近年の「人民法院が人民代表大会及びその常務委員会の監督を受け入れることにかんする最高人民法院の若干の意見」（1998年12月29日公布＝『人民法院報』1998年12月29日）にみられる受け入れ・「負責」リストとしては、①人大・常務委に対する活動報告；②人大・常務委の決定の執行；③人大代表による「質詢」の受け入れ；④人大代表の視察の受け入れ・招請；⑤人大代表による建議（提案）・批判・意見の処理；⑥人大・常務委・専門委員会の「執法」（法の執行）検査の受け入れ；⑦人大・常務委が法定監督手続きに従って提起した事件の再審査；⑧人大代表・常務委委員による公開審理事件の傍聴の要請；⑨人大・常務委から処理を任された「信訪」（投書・陳情）業務；⑩人大代表・常務委との連携制度の重視；⑪人大代表による法院業務の検査・常務委が組織する法院業務に対する評議の受け入れ；⑫法院の活動状況の自主的な通報による、法院業務に対する人大代表の意見の聴取；⑬人大代表の「執法」監督員・特別招請諮問員制度の樹

立、がそれぞれ列挙されている。こうした傾向が突出する背景の1つには、次にみる少なくとも司法の一部をとりまく深刻な情況の存在も配慮されているのである。

(7) たとえば、肖揚「司法要員の腐敗を断固として一掃し、司法の公正をまもるよう努力する」(1999年1月29日の第9期全国人大常務委第7回会議における総括報告)によれば、まず①代表の関心・支持・愛護から出た要点をついた全国人大代表の意見・建議にもとづき、中央政法委の統一的な配置に従った全国法院系統における集中教育整頓の展開の必要性が強調されている。ここで「司法の公正」の担保としての「党の指導」が重要視される。

次に②現状の正確な分析とそれを断固として立派に行う信念・決心が語られる。つまり、a圧倒的多数の法院・法官等はよい。b若干の法院では、問題は深刻で、少数の法官等には、法律・法規に違反し、法があってもそれによらず、法の執行が厳格でなく、「裁判」(判決・裁定)が公平でなく、賄賂を求めて収賄し、賄賂をとって法を曲げ、庶民を圧迫するなどの問題がときに生じている。cこれらの問題は、裁判権や裁判要員の特定の職務活動と密接に関連し、事件の「裁判」が公正を欠くが、その実質は司法が公正でなく、司法機関に対する不信任となっている。d少数の法官等は市場経済の負の影響を受け、若干の法院の指導部は、司法要員の腐敗の深刻さや危害性に対して認識を欠き、教育と管理が厳しくない、などがそれである。

そして③司法の公正のための集中教育整頓の内容は具体的にはこうである。a「訴訟費用は明文の規定がなければ、費用徴収しない」という原則の厳格な実施；b少数の法院では、費用徴収をみだりに行い、賛助を引き出し、収入獲得の指標を下達し、留保を行い、「小金庫」を設けるなどの誤ったやり方がみられるが、そうしたやり方の制止と是正；c訴訟費用を転用して営利活動を行う行為に対する厳粛な処理、等の深刻な実態が列挙されている。

ここでは、政治的コントロールがほぼそのままのこるか、あるいは一定程度弱化したつとも、かえって市場経済化の波が党や行政のほか、法院をも洗いはじめたことのデメリットの表れの1つがはっきりと確認できよう。そこで事実上の権力の中枢を担う党委や行政によるコントロールや介入・干渉のみではなく、それとともに(あるいはそれに対抗し、それらを部分的に監督していくためにも)権力機関である人大による司法に対する監督という問題が法院によるその受け入れの「不可避性」の存在とともに、浮上している。

(8) ところで最後に、第9期全国人大常務委第9回会議の終結時において李鵬委員長が、人大監督活動について発表した講話(1999年4月29日=『法制日報』1999年4月30日)にみられる、党の指導の堅持論と「全国人大=最高監督」論の典型例をここで再び確認してまとめておこう。つまり①「人大監督活動を強化するには、まずはじめに人大監督活動に対する認識を高める必要がある。」「憲法が定めるように、国家の一切の権力は人民に属し、人民が国家権力を行使する機関が人民代表大会である。人大が法により監督権を行使するのは、党が人民を指導して法により国を治めることの重要な内容であり、人民が国家の主人公となることの重要な表れである。同時にまたかならず明確にしなければならないのだが、『一府両院』(人民政府と法院・検察院-引用者)に対する人大の監督は、西側国家の議会の政府に対する制約とは、本質的な違いをもっている。わが国の国家機構は、民主集中制の原則に従って設置され、運用される。国家諸機関はいずれも党の指導のもとに活動を繰り広げるが、それは密接にタイアップし、分業協力する関係であり、『三権分

立』の関係ではない。人大の監督の目的は、国家行政・裁判・検察機関に法による行政・公正な司法を督促して、業務をより一層立派に行うことができるようにするためであり、この意味からいえば、監督もこれらの国家機関の活動に対する支持である」と。つまりここでは「監督=支持」の関係が一面で強調されている。

なお②監督法の起草作業や③「司法機関に対して個別の事案監督活動を実施することにかんする決定」等の制定の準備にもふれつつ、一方で「司法の独立」の軽視や本格的な政治改革の棚上げ論にもつながりかねない相変わらずの論点がここでも垣間見られる。

そして「改革・開放」の負の遺産である権力の深刻な腐敗が、党や行政をはじめ、司法機関の一部にも広がっているなかで、権力の腐敗に対して司法機関の追及が甘すぎるといった不満が存在するとしたら、なおさら司法をめぐる問題は重要かつ複雑であろう。いわば「諸刃の剣」ともいえる「法律的美称」とどまったままの人大の司法に対する監督と一定の政治的中立性を確保すべき「司法の独立」(司法改革)との緊張した関係について、党や行政、裁判と検察との関係等をにらみながら、政治改革の課題にも及ぶ本格的な考察を行う必要がある。

要するに、市場経済化のもとで、権力の腐敗が司法にまで及ぶのは、一面では、民主集中制による権力の一体化に起因するところも多く、「司法の独立」性の確保をどの程度達成させるかにここでの問題解決のカギはかなりの程度かかっていると考えられる。党の指導のもとで政治的中立性を十分に確保することはきわめて困難ではあるが、経済法則の重視のうらがわで、「司法の公正」確保の必要性が高まっていることだけは確かであろう。ここで権力の帰属主体としての抽象的な「人民」の集団性にもとづいた「人民」「主権」をさしあたり前提にした場合は、真に「人民」と「主権」を正しく結びつけるには、「公民」・国民・市民という他の主体規定との相互関連をも意識しつつ、具体的な個人と集団や社会の関係を適正に関連付けることで、集団や社会のなかの個人と個性の活性化の道を切り拓く可能性を見いだすことが必要ではあるまいか。そのためにも経済改革とともに本格的な政治改革が求められているのである。

3 結びにかえて——中国人大の監督機能の活性化と司法の公正にむけて

最後に結論というよりも、残された課題として、以下の諸点を列挙しておく。

(1) まず最高国家権力機関である人大について、「政治的美称」とは区別された「監督=支持」に象徴される「法律的美称」をこえた「全国人大=最高監督」論(「人大=監督」論)の創造という課題が、党の指導と政治改革・「司法の公正」の問題・監督法・立法法の制定問題や憲法の全面的改正問題をも射程にいれつつ、21世紀の重要課題となりうる。この場合に、とくに「司法の独立」をめぐる「三権分立」や「議会制度」へと接近するのか、しないのかがポイントの1つとなる。

(2) 次に憲法保障(監督)システムの展望との関連で、「憲法は訴訟に入らず」・法院判決や「行政執法」での憲法の引用「禁止」・検察院の「法律監督」の問題等が重要である。そのうち憲法の裁判における直接適用の問題については、たとえば、劉連泰「我国憲法規範在審判中直接適用の実証分析与評述」(法学研究1996年6期、13頁)が取り上げる2つの司法解釈の存在が憲法の直接適用禁止の根拠とされているが、憲法が真に「硬性」化するかという点とともに、いかにしてそれにもとづく法律体系を本格的に整備していくかにその展望がかかっているということも忘れては

なるまい。

(3) もとより本報告でみた法院の対外的独立とは緊張関係にたつ法院外部の監督の重要な部分である人大の監督のほか、司法改革自体のゆくえ（権限の明確化と「相応」の責任の確定へ＝「主審法官制」等）が法院の対内的独立にかかわる法院内部の監督強化という傾向をはりみながら、注目される。これは法院の対内的独立（裁判官の独立や合議廷の独立等）にも積極的・消極的両面で関連する問題である。

なお中国司法の歴史的な考察としては、さしあたり拙著『現代中国司法「制度」史研究』（2000年1月、明石書店）を参照ねがいたい。

(4) そして最後に政治改革の不徹底と経済改革の加速による矛盾の噴出を受けて、かえって腐敗の防止と権威の確立が政権や司法の正当性確保からも要請されている。また代表制の展望としては、全国レベルはともかく、省級人大の直接選挙の基本的な実施が先決問題となりつつある、と考える。

[付記] 本稿は、「社会体制と法」研究会事務局ニュースNo. 5 (May 1999) 総会特集号に掲載された「報告の骨子」等に加筆してまとめたものである（ただし注記は本文中になし、しかもできるだけ簡略にした）。なお研究総会当日の報告では主として、「現段階の地方人大による司法に対する監督について」、A「地方的法規における人大の司法に対する監督専門規定」やB「地方各級人大常務委による『成果』報告集」、C「実例集」を詳しく挙げて、地方人大の状況を中心に不十分ながら口頭の報告がなされたが、この点については、ここでは割愛し、別の機会をえてまとめたいと考えている。

研究総会記事

「社会体制と法」研究会1999年度研究総会 1999年6月4日（金） 明治大学駿河台研究棟

テーマ	「体制転換と主権原理の変容」
趣旨説明	鮎京 正訓（名古屋大学）
報告	杉浦 一孝（名古屋大学） 「ロシアの人権保障と主権原理の変容 ——ロシアのヨーロッパ人権条約への加入を素材として」 通山 昭治（九州国際大学） 「現段階における中国国家システムのファンダメンタルズ ——中国人大の司法に対する監督『強化』を素材として」
コメント	岩淵 節雄（北九州大学・名誉教授） 高見澤 磨（東京大学）
司 会	木間 正道（明治大学） 竹森 正孝（岐阜大学）